

議第67号

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

別表体育室の項中「2,900」を「2,980」に, 「3,400」を「3,490」に, 「5,700」を「5,860」に, 「2,400」を「2,460」に, 「4,800」を「4,930」に, 「1,200」を「1,230」に, 「1,400」を「1,440」に改め, 同表プール（1 人につき）の項中「800」を「820」に, 「400」を「410」に改め, 同表卓球室（1 台につき）の項中「500」を「510」に改め, 同表アーチェリー場の項中「1,200」を「1,230」に, 「1,400」を「1,440」に, 「2,400」を「2,460」に改め, 同表研修室, 会議室 1, 会議室 2 及び会議室 3（1 室につき）の項中「2,000」を「2,050」に, 「2,300」を「2,360」に, 「4,000」を「4,110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は, 平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金については, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。